

議案第 5 号

逗子市防災会議条例の一部改正について

逗子市防災会議条例の一部を次のように改正する。

平成29年 2 月 22 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市防災会議条例の一部を改正する条例

逗子市防災会議条例（昭和39年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 6 項中「前項第 1 号、第 2 号及び第13号」を「前項第 1 号及び第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

逗子市防災会議の委員構成について、一部改正の要あるため提案する。